

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県山口市下小鯖10363番地の7
氏名 タムラエンバイロ株式会社
代表取締役 肥後 和男
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条の4第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
第14条の5第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 5年 4月25日
令和10年 2月14日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃PCB等 (低濃度PCBに限る。)

PCB汚染物 (低濃度PCBに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類又は軽油類及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なもの。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なもの。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なもの。)

以上5種類

(裏面に続く)

(裏 面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし
3. 許可の条件
該当事項なし
4. 許可の更新又は変更の状況
平成30年 2月15日 (当 初 許 可)
平成30年 6月 1日 (代表者の変更 (旧: 田村 カヨ子))
令和 元年 5月27日 (住 所 変 更 (旧: 山口県山口市下小鯖363番地の7))
令和 5年 2月 1日 (代表者の変更 (旧: 河村 英治))
令和 5年 4月25日 (更 新 許 可)
5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無